

# 長野県屋外広告業者等に対する指導監督処分基準について

都市・まちづくり課

## 1 制定の目的

屋外広告物行政の実効性を担保するため屋外広告物条例（平成5年条例第23号）「以下「条例」という。」で定められている罰則規定の適用にあたり、条例第22条の2の規定により登録業者に対する営業停止期間等を定め、屋外広告業者等の行政処分の具体的な基準を明確化し、屋外広告物法及び条例の適切な運用により良好な景観形成につなげる。

## 2 処分基準について

### (1) 処分基準別の特徴

複数の行政庁において処分基準が規定されており、点数制と期間制の二つに分類される。

#### 【点数制】

- ・違反行為毎に違反点数を定め、一定の違反点数に達すると営業停止・取消し処分。
- ・違反点数の累積による処分のため、違反覚知後に速やかな処分がされず実効性に疑義。

#### 【期間制】

- ・違反行為毎に処分日数（営業停止期間）が規定されるため実効性が高い。
- ・条例の罰則規定と連動させた処分規定であり根拠が明確。（罰則金額⇒処分日数）

### (2) 採用する処分基準

屋外広告物法及び条例の実効性の確保、また、違反行為毎の処分内容の明確化という視点から、違反行為の抑止効果が期待できる「期間制」を採用する。

## 3 主な処分基準（詳細な処分基準は別表1のとおり）

### (1) 屋外広告業の登録取消し

- ① 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
- ② 営業の停止命令に違反して屋外広告業を営んだとき
- ③ 業務主任者を選定せずに屋外広告業を営んだとき

### (2) 屋外広告業の営業停止

- ① 180日 違反広告物等に関する除却命令に違反する行為
- ② 90日 違反広告物等を表示し、又は設置する行為
- ③ 90日 屋外広告業の登録内容の変更届出をせず、又は虚偽の届出をする行為

## 4 今後の予定

- ・審議会後パブリックコメント実施予定（令和5年3月）。
- ・パブリックコメント後、半年間の周知期間を経て施行予定（令和5年10月以降）。

別表 1 違反行為及び処分一覧表

違反行為	対象	罰則の内容		根拠条文 上段：基規定 下段：罰則規定
		罰金・過料	取消・停止	
1 登録を受けないで屋外広告業を営む行為（未登録、未更新）	業	1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金	-	第19条第1項、第3項 第25条第1号
2 不正の手段により登録を受ける行為	業		取消	第19条第1項、第3項 第25条第2号
3 営業の停止命令に違反して屋外広告業を営む行為	業		取消	第22条の2 第25条第3号
4 違反広告物等に関する除却命令等に違反する行為	物	50万円以下の罰金	180日	第17条第1項 第25条の2
5 違反広告物等を表示し、又は設置する行為（禁止物件、禁止地域）	物	30万円以下の罰金	90日	第2条第1項、 第4条第1項 第26条第1号、第2号
6 許可を得ずに広告物等を表示、設置又は改造する行為（許可地域・特別規制地域）	物		90日	条例第8条第1項、 第10条第1項 第26条第3号、第4号
7 業登録内容の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をする行為	業		90日	第20条の4第1項 第26条第5号
8 業務主任者を選任しない行為	業		取消	第21条第1項 第26条第6号
9 禁止広告物又は良好な状態が保持されていない広告物等に関する措置命令に違反する行為	物	20万円以下の罰金	60日	第17条第2項 第27条第1号
10 広告物等に関し報告、立入検査を拒む等の行為	物		60日	第18条の3第1項 第27条第2号
11 屋外広告業に関し報告、立入検査等を拒む等の行為	業		60日	第22条の4 第27条第3号
12 廃業等の届出を怠る行為	業	5万円以下の過料	-	第20条の5第1項 第30条第1号
13 屋外広告業者であることの提示をせず、又は虚偽の掲示した行為	業	5万円以下の過料	-	第21条の2 第30条第2号
14 帳簿の備え付け等の義務に違反する行為	業	5万円以下の過料	-	第21条の3 第30条第3号